令和7年度いなんせ斎苑敷地内高木剪定業務委託契約書(案)

- 1 業 務 名 令和7年度いなんせ斎苑敷地内高木剪定業務
- 2 業務場所 浦添市伊奈武瀬1-7-5 いなんせ斎苑
- 3 契約 エ期 契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで
- 4 請負代金額 ¥ -

 - (注)消費税及び地方消費税の額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに 地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 前 金 払 なし
- 6 部 分 払 なし
- 7 契約保証金 免除

上記業委託について、発注者 南部広域市町村圏事務組合 理事会理事長 知念 覚と、株式会社 ○○○○○○ 代表取締役社長 ○○○○○○は、次の条項 (那覇市建設工事請負契約約款を準用)及び業務仕様書に基づき、各々対等の立場に おける合意により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

発 注 者 沖縄県那覇市旭町116番地37 南部広域市町村圏事務組合 理事会理事長 知念 覚 印

請負者

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期 内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものと し、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するため に必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。) については、この約款及び設計図書に特別の定めが ある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- **4** 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密 を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾 及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で 用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、 日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で 用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場 合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定める ものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所 をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の 発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接 に関連する場合において、必要があるときは、その 施工につき、調整を行うものとする。この場合にお いては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三 者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならな い。

(工程表及び請負代金内訳書)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図 書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しな ければならない。
- 2 受注者は、発注者が請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めた場合は、これに応じなければならない。この場合において、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。 ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害 金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認 める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金 保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第 2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下 同じ。)の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事 履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害 をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は 保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、 請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第 三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約 保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、 同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、 契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号 又は名称その他必要な事項の通知を請求することが できる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。)の相手方としてはならない。

- 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規 定による届出の義務
- 二 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条 の規定による届出の義務
- 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規 定による届出の義務

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名 を受注者に通知しなければならない。監督員を変更 したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及び この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち 発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、 設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を 有する。
 - この契約の履行についての受注者又は受注者の 現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等 の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の 承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査 (確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、 原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - 現場代理人
 - 二 主任技術者 (建設業法第26条第2項の工事の場合にあっては監理技術者とし、同条第3項の工事の場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第4項の工事にも該当する場合にあっては、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。)

- 三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術 者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門 技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、 この契約の履行について発注者に報告しなければな らない。

(作業関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者 (監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理 人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行に つき著しく不適当と認められるときは、受注者に対 して、その理由を明示した書面により、必要な措置 をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、 専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者 を除く。)その他受注者が工事を施工するために使 用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管 理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、 受注者に対して、その理由を明示した書面により、 必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったとき は、当該請求に係る事項について決定し、その結果 を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなけ ればならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく 不適当と認められるときは、発注者に対して、その 理由を明示した書面により、必要な措置をとるべき ことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、 当該請求に係る事項について決定し、その結果を請 求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければ ならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第13条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの 上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと 指定された作業材料については、当該立会いを受けて 調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しな ければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施 工するものと指定された作業については、当該立会い を受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は作業写真

等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合 又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるとこ ろにより、当該記録を整備し、監督員の請求があった ときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しな ければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は作業を施工することができる。この場合において、受注者は、当該作業材料の調合又は当該作業の施工を適切に行ったことを証する見本又は作業写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査 又は見本若しくは作業写真等の記録の整備に直接要す る費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第14条 発注者が受注者に支給する作業材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたと きは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又 は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、 当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見す ることが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当 でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通 知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると 認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負 担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の 注意をもって管理しなければならない。

- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事 の完成、設計図書の変更等によって不用となった支 給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図 書に明示されていないときは、監督員の指示に従わ なければならない。

(作業用地の確保等)

- 第15条 発注者は、作業用地その他設計図書において 定められた作業の施工上必要な用地(以下「作業用 地等」という。)を受注者が作業の施工上必要とする 日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定め られた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された作業用地等を善良な管理者 の注意をもって管理しなければならない。
- 3 作業の完了、設計図書の変更等によって作業用地 等が不用となった場合において、当該作業用地等に 受注者が所有又は管理する作業材料、建設機械器具、 仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理する これらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当 該物件を撤去するとともに、当該作業用地等を修復 し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければなら ない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、 相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業用地 等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者 は、受注者に代わって当該物件を処分し、作業用地 等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この 場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復 若しくは取片付けについて異議を申し出ることができ ず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付け に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、 方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて 定める。

(条件変更等)

- 第16条 受注者は、作業の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対す る質問回答書が一致しないこと(これらの優先順 位が定められている場合を除く。)。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 作業現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上 の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施 工条件と実際の作業現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果

(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し 設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が 行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変 更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発 注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変 更する場合で作業目的物の変更を伴わないものは、 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(作業の中止)

- 第17条 作業用地等の確保ができない等のため又は暴風、 豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、 騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下 「天災等」という。)であって受注者の責めに帰す ことができないものにより作業目的物等に損害を生 じ若しくは作業現場の状態が変動したため、受注者 が作業を施工できないと認められるときは、発注者 は、作業の中止内容を直ちに受注者に通知して、作 業の全部又は一部の施工を一時中止させなければな らない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると 認めるときは、作業の中止内容を受注者に通知して、 作業の全部又は一部の施工を一時中止させることが できる。
- 3 発注者は、前2項の規定により作業の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が作業の続行に備え作業現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の作業の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第18条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく 関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すこ とができない事由により工期内に作業を完了するこ とができないときは、その理由を明示した書面によ り、発注者に工期の延長変更を請求することができ る。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけ

ればならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第19条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期 を延長すべき場合において、特別の理由があるとき は、延長する工期について、通常必要とされる工期に 満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると 認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者 に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけれ ばならない。

(工期の変更方法)

- 第20条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者 の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。 ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条 の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受け た日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の 請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通 知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、 発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第21条 請負代金額の変更については、発注者と受注者 とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日 以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受 注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者 の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。 ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日 以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者 は、協議開始の日を定め、発注者に通知することが できる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要と した場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する 必要な費用の額については、発注者と受注者とが協 議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第22条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結 の日から12月を経過した後に日本国内における賃金 水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当 となったと認めたときは、相手方に対して請負代金 額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、 請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発 注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開 始の日から14日以内に協議が整わない場合にあって

は、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により 請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。 この場合においては、同項中「請負契約締結の日」 とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変 更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本 国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額 が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前 各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求す ることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期 内に日本国内において急激なインフレーション又はデ フレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当と なったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定 にかかわらず、請負代金額の変更を請求することが できる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第23条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要 があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置 をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第24条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以

- 下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が 負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常 避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下 水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたと きは、発注者がその損害を負担しなければならない。 ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が 善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた ものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者と の間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注 者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第26条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、 直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管 理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50 条第1項の規定により付された保険等によりてん補 された部分を除く。以下この条において「損害」と いう。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知 しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それ ぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額 とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し 引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められる ものに相応する請負代金額とし、残存価値がある 場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能

を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記 の額より少額であるものについては、その修繕費 の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取け付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(検査及び引渡し)

- **第27条** 受注者は、工事を完成したときは、その旨を 発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する 費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、 当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了 と同時に行うことを請求することができる。この場 合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じな ければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第28条 受注者は、前条第2項の検査に合格したとき は、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、 請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わな ければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第29条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分 を善良な管理者の注意をもって使用しなければなら ない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部

又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第30条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、 請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなけ ればならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを 受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約 書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約 を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負 代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注 者に請求することができる。前項の規定は、この場 合について準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条及び第49条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、当該契約の締結の日におけ

る政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。) 第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第31条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額 が減額された場合において、保証契約を変更したと きは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しな ければならない。
- 3 受注者は、前払金額(中間前払金額を含む。以下 同じ)の変更を伴わない工期の変更が行われた場合 には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ち に通知するものとする。

(前払金の使用等)

第32条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成32年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成32年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(部分払)

- 第33条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。この場合において、当該請負代金相当額が契約金額の10分の3を超えない場合においては、請求することができない。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する 費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の請負代金相当額×(9/ 10-前払金額/請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、 再度部分払の請求をする場合においては、第1項及 び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代 金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相 当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第34条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応 する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金額)

(瑕疵担保)

- 第35条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求 は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれ らの規定を準用する場合を含む。)の規定による引 渡しを受けた日から2年以内(木造の建物等の建設 工事の場合は1年以内)に行わなければならない。 ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失に より生じた場合には、当該請求を行うことのできる 期間は10年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失

又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の 性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じた ものであるときは適用しない。ただし、受注者がそ の材料又は指図が不適当であることを知りながらこ れを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第36条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に 工事を完成することができない場合においては、発 注者は、損害金の支払いを受注者に請求することが できる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約の締結の日における支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約の締結の日における支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - こ その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。また、総合評価落札方式にあっては、配置予定者として認定加点された主任技術者(監理技術者)を配置しなかったとき、又は共同企業体の構成員を含む評価をした場合で共同企業体の代表者又は構成員が配置予定者として認定加点された主任技術者(監理技術者)を配置しなかったとき
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、 その違反によりこの契約の目的を達することがで きないと認められるとき。
 - 五 第48条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 六 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - □ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定す

- る暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると 認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の 利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど したと認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- **ホ** 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難 されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 下請契約(一次又は二次下請以降の全ての下請契約をいう。以下この号において同じ。)又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第37条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者 の責めに帰すべき事由によって受注者の債務につ いて履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、 前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の 規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の 規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合不正行為による発注者の解除権)

- 第37条の3 発注者は、受注者がこの契約に関して、 次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除 することができる。
 - 一 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、

独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令。)を 行った場合で、当該命令が確定したとき。

- 二 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った前号の排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- 三 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その 役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定 したとき。
- 2 前条第1項及び第3項の規定は、前項による解除 の場合に準用する。
- 第38条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46 条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要が あるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した ことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損 害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第39条 受注者は、次の各号のいずれかに該当すると きは、この契約を解除することができる。
 - 第19条の規定により設計図書を変更したため請 負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によって この契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した 場合において、損害があるときは、その損害の賠償 を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第40条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する 費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条(第40条において 準用する場合を含む。)の規定による前払金があっ たときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規 定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前 段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。 この場合において、受領済みの前払金額になお余剰 があるときは、受注者は、解除が第46条から第46条 の3までの規定によるときにあっては、その余剰額 に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応 じ当該契約の締結の日における支払遅延防止法第8条 第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計

- 算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、 支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査 に合格した部分に使用されているものを除き、発注 者に返還しなければならない。この場合において、 当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅 失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に 合格しなかった部分に使用されているときは、代品 を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に 代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、 貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還し なければならない。この場合において、当該貸与品 が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したと きは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、 又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、 工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、 建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所 有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条にお いて同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を 撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付 けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条から第46条の3までの規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に伴う損害賠償の予定)

- 第40条の2 受注者が、この契約に関して第46条の2 第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、 契約解除するか否かを問わず、賠償金として、契約 金額の10分の1に相当する額を受注者に請求するこ とができる。工事が完了した後も同様とする。ただ し、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - 第46条の2第1項第1号から2号までのうち、 審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項 に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公 正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉 売の場合その他発注者が特に認める場合。
 - 二 第46条の2第1項第3号のうち、受注者が刑法 第198条の規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、 既に解散されているときは、発注者は、受注者の代 表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支

払を請求することができる。この場合においては、 受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、 共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければな らない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が 前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、 超過分につき賠償を請求することを妨げるものでは ない。

(補則)

第41条 この約款に定めのない事項については、必要 に応じて発注者と受注者とが協議して定める。